

第3回 小金井市都市計画マスタープラン策定委員会会議録

日 時 平成23年2月25日（金曜日）

場 所 小金井市前原暫定集会施設1階A会議室

出席委員 12名

委員長 大村謙二郎 委員

委員 相田康幸 委員 安達亜紀 委員

雨宮安雄 委員 稲村和子 委員

岡田裕康 委員 鴨下敏明 委員

栗原平三 委員 阪本文夫 委員

鈴木忠良 委員 高橋智 委員

森屋佳子 委員

欠席委員 2名

委員 森田雅文 委員 藤井さやか 委員

事務局職員

都市整備部長 大矢光雄 都市計画課長 酒井功二

都市計画課長補佐 西川秀夫 都市計画課主任 大久保隆

都市計画課主事 山下恒夫

関係部局職員

環境政策課長 石原弘一

傍聴者 2名（男性2名）

【酒井都市計画課長】 定刻となりましたので、ただいまから第3回小金井市都市計画マスタープラン策定委員会を開会いたします。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。小金井市都市整備部都市計画課長の酒井と申します。よろしくお願いいたします。

まず、委員会成立の可否について申し上げます。定数14人中12人が出席されておりますので、委員会設置要綱第5条第2項の規定により、委員会の定足数を満たしておりますことをまずご報告させていただきます。

それでは、都市整備部長の大矢よりご挨拶申し上げます。

【大矢都市整備部長】 皆さん、こんにちは。今日は第3回策定委員会ということでお集まりいただきました。今日は大分温かいものの、若干、風が強くなりまして、また明日からは気温が下がるということですが、よろしくお願いいたします。当委員会では12月21日に前回審議していただいておりますが、その間に市民協議会を2回、1月15日と1月29日に市民協議会を開催させていただきました。

後ほど事務局の方よりご報告があると思っておりますけれども、その辺りを踏まえて、都市計画マスタープランの中間報告に向けた全体構想の議論ということで、ご協議の方をお願いしたいと思っております。

市議会の方も2月15日からスタートしまして、3月22日までの36日間を予定しております。その中で、2月15日の初日でございますが、都市計画マスタープランの上位計画でございます「小金井市第4次基本構想」の議決をいただきまして、確定をしたことをご報告させていただきたいと思っております。現在は一般質問中ということで、来週月曜日が一般質問の最終日、それ以降は各常任委員会から特別委員会の方へ入っていく予定でございます。

武蔵小金井駅南口の方も大分出来上がって参りました。今年度3月中には全ての工事が終わるということで、現在は植栽等の工事が入っております、外郭は全て出来上がっている状況となっております。植栽の方も商工会のご協力もいただきながら、ケヤキの植樹を行っており、3月末の完成が待ち遠しい状況でございます。

それから、小金井街道のアーケードの方も撤去工事が入っております。駅前の整備とあわせて、南北の都市計画道路も整備を進めたかったのですが、ご覧のように高架下は相変

ならずですけれども、アーケードの撤去の後に小金井街道の整備を進めていきたいと思っております。

北口につきましても、平成24年3月までJRの高架工事がかかり、これが終わりますと、本格的に北口の再整備が入ってくることになります。

東小金井駅については、いち早く高架工事が終わるということで、高架下利用が一番最初に図られるところかと思われまます。平成23年度の夏頃には、具体的な計画が発表されるのかと思っております。

それでは、時間も迫っておりますので、次第に沿いまして事務局の方より、報告等をさせていただきます。その後、委員長と皆様の方でご審議をしていただく日程でございますので、よろしくお願い申しあげまして挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【酒井都市計画課長】 それでは、本日の議題及び配布資料につきまして、お手元の次第をご確認いただければと思います。

報告事項(1)「市民協議会の結果について」でございますが、こちらは、前回の策定委員会以降に開催した「市民協議会」の報告でございます。それから、報告事項(2)「策定スケジュールについて」でございます。こちらは、第1回策定委員会でお示しをしておりますが、今までの開催経過や今後の予定を報告させていただきます。

議題としましては、(1)「都市計画マスタープラン(全体構想)の中間報告に向けた事務局素案」でございます。こちらは、本日お配りした資料4・5を基に、ご議論いただければと思っております。

配布資料については、資料1から資料5を事前に配布させていただいておりますが、資料4について、一部修正がございましたので、本日改めて配布させていただいております。お手元に足りない場合などがございましたら、事務局の方にお申し出いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、ここからは委員長より、委員会の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【大村委員長】 それでは進めさせていただきます。先ず、ご説明がありましたように、議事次第の3番目の報告事項ということで、「市民協議会の結果について」のご報告をお願い

いします。

【西川都市計画課長補佐】 市民協議会の説明に先立ちまして、第2回策定委員会での議事において、報告事項がございますので先に説明させていただきます。

安達委員より、東小金井駅北口の全体像についてご質問がございました。資料につきましてはスクリーンをご覧ください。このイメージは東小金井駅北口まちづくり協議会で交通広場や駅前公園などの整備イメージについて検討し、その概要を表したものです。3月に協議会より市長へ提言し、その後、地権者に公表する予定ですので、本日は画面のみを見させていただくことをご了承いただきたいと思います。

ご覧いただいているような形で、右側の上のところが東小金井駅北口になります。その前の大きなところが交通広場、左上から右下にかけて都市計画道路が幅員16mで予定されております。それから、駅の広場から北側になりますが、道路ができる予定でございますが、これも都市計画道路で幅員20mの予定でございます。

その左側に大きな公園を配置してございます。報告につきましては、以上でございます。

それでは、報告事項(1)としまして、「市民協議会の結果について」、報告いたします。資料2とあわせてご覧ください。

前回の策定委員会で第1回市民協議会について報告いたしましたが、その後、1月15日と1月29日の土曜日の午後に、それぞれ第2回、第3回を開催いたしました。市民の皆さんからいただいた意見は2ページ以降にお示ししています。

市民協議会では、先ず現行計画に掲げられている基本目標に対して、市の現状の評価をしていただきながら意見を述べていただきました。水色が市民アンケートや中学生検討会での意見、黄色は市の問題点や課題を表し、緑は評価できる点を示しています。次にその意見からみえてくる課題を事務局で「課題(案)」としてまとめ、その他参加者の考える課題を青として示しています。最後に、その課題の解決に向けての取り組みのアイデアをいただき、ピンクで示しております。

市では、この意見を改定に向けてのキーワードとして、後ほど議題とさせていただく「中間報告に向けた全体構想の事務局素案」の参考とさせていただきました。

基本目標1「環境共生のまちづくり」では、次のようにまとめております。開発と保全

のメリハリ、市民主体の景観形成・ルールづくり、水資源の保全、緑のネットワーク、生態系、農地の保全・活用、環境教育、ごみ対策、これはごみの有効利用も入っています。環境美化、地球温暖化対策などです。

基本目標2「安全・安心なまちづくり」では、次のようにまとめております。避難の拠点づくり、住宅地の防災対策、避難場所への誘導、バリアフリー、歩行者ネットワーク、防犯対策、子育て支援、市民活動の場づくり、地域コミュニティ、学生・外国人、世代間交流などです。

基本目標3「自立（律）と活力にみちたまちづくり」では、次のようにまとめています。商業地と住宅地のメリハリ、地域資源の活用、夜間人口、大学との連携、地元の商店街の活性化／駅前商業、農との連携、高い市民力、市民活動を支える場づくり、観光振興、高架下利用、新庁舎などです。

以上で、市民協議会の概要についての説明を終わります。

【大村委員長】 今、ご説明ございましたけれども、何かご質問とかありましたら。

第2回、第3回の市民参加の数はどのくらいですか。

【西川都市計画課長補佐】 第2回の時に5名の参加者がありまして、第3回では4名の参加者がありました。

【大村委員長】 残念ながら、あまり多くの方が参加されていないということですが、熱心にやっていただいて、表にまとめていただいて、それぞれの基本目標に対応する課題や、あるいは方向性を展開していただき、議論していただき、都市計画マスタープランの中に組み込まれているのではないかなと思います。何かご質問はございますか。

よろしゅうございますか。それでは、続きまして、報告事項の（2）策定スケジュールについてお願いいたします。

【西川都市計画課長補佐】 報告事項（2）「策定スケジュール」について報告いたします。資料3のスケジュール表とあわせてご覧ください。

第1回策定委員会でご説明いたしましたが、今年度のこれまでの取り組みと来年度に向けての事務局の考えを説明いたします。

資料は、黒塗りの箇所が既に実施済みのか所を示しております。既に市民アンケート、中学生検討会については終了して、委員会へ報告させていただきました。本日の委員会で、

この後説明いたします全体構想の中間報告に向けた事務局案（素案）についてご協議いただき、今年度の成果として3月4日から17日の2週間、パブリックコメントに準じて中間報告を行います。なお、中間報告の位置づけですが、第1回策定委員会で岡田委員からご指摘いただきましたが、あくまでも、現時点での一定の整理をさせていただくというものであり、最終的なものではありません。来年度、地域別構想の改定とあわせて、全体構想に反映するものがあれば、今回の中間報告のものから変更いたすことも考えております。

その後、中間報告でいただいた意見について報告するため、3月30日に第4回策定委員会を開催する予定です。あわせて、年度が明けた平成23年4月の月上旬に都市計画審議会でも報告をいたします。

来年度についても大まかな予定を組んでおりますが、最終的な全体構想、地域別構想をまとめたパブリックコメントを11月15日から1か月間行う予定です。それにあわせて、10月中旬までに策定委員会でパブリックコメントの原案をとりまとめさせていただければと思っております。

その他の委員会の日程につきましては、調整の上、開催通知を送付させていただきます。

【大村委員長】 有難うございました。今のマスタープラン策定スケジュールについて、何かご議論とご質問がありましたら、お願いします。

よろしゅうございますか。それでは、本日のメインの議事事項でございます「都市計画マスタープラン（全体構想）の中間報告に向けた事務局素案について」について、事務局からご説明いただき、後は皆様方からご質問などを受け付けていきたいと思っております。

それでは、事務局の方から素案について、ご説明をお願いいたします。

【西川都市計画課長補佐】 それでは、資料4につきまして説明させていただきますが、あわせて資料5の「全体構想の事務局素案に関する資料集」を参照していただきたいと思っております。

先ず、1ページ目をご覧ください。「小金井市の将来像とまちづくりの基本理念」につきましては、第4次長期総合計画の策定内容に即して見直しをし、表現を変更いたします。具体的には小金井市の将来像を「元気です 萌えるみどりの小金井市」から「みどりが萌

える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市」として、みどりだけではなく、子どもから高齢者まで全ての世代のしあわせの増進や、市民同士がつながり、支え合うまちをつくと位置づけています。

資料の体系としては、一番下の囲みのおり、【廃】、【拡】、【新】の文字が出てきます。それぞれの意味は、個々の記載のとおりですので、ご確認ください。

続きまして、3ページは「まちづくりの基本目標」についてです。市民協議会の結果でも防災対策や防犯対策などに配慮した安全・安心なまちづくりを求めており、これに対応する市街地の形成を図ることを追加しました。

現行計画でも、循環型社会の実現を目指していますが、市民協議会での結果にもあるように、ごみ対策や地球温暖化対策などの観点に関する意見が出されており、これに対応する自然環境の形成を図ることを追加しております。

続いて4ページは「基本目標1 環境共生のまちづくり」についてです。小金井公園や国分寺崖線などのみどりは、小金井市の魅力として多くの市民が共有できるものです。これらのみどりは、小金井らしさを構成する要素と考えております。今後は、これらのみどりを守り、育てることが求められることから、この趣旨を強調した表現に変更することとしました。また、市民の意見を踏まえて、地球温暖化対策や生態系に配慮した環境整備を進める表現に変更しました。

次に「基本目標2 安全・安心なまちづくり」についてです。阪神・淡路大震災以外の震災等も、現行計画策定以降で発生しているため、それらを加味した修正に変更しております。なお、近年は「災害時要支援者」という言葉の定着もあり、国のガイドラインでも使用される表現を追加いたしました。

最後に「基本目標3 自立（律）と活力にみちたまちづくり」については、現在の考え方を踏襲しております。

ここまでで、ご議論をお願いしたいと思います。

【大村委員長】 有難うございました。第4次長期総合計画の内容を踏まえた上で、今回、新規または拡充して将来像を見直されているということですが、基本目標についても「防犯」などの表現を追加されたとのことですが。

何か、今までのご説明の中でありますでしょうか。

資料5が資料集ということで、その中に基本目標に絡めてということで図が出ておりますが、市独自で人口予測はされていますか。

あるいは、国立社会保障・人口問題研究所のデータなどは入手・検討されていますか。

【西川都市計画課長補佐】 小金井市長期総合計画の第4次基本構想・前期基本計画の中で、将来人口というものを推計してございます。平成22年1月1日現在の住民基本台帳を基準といたしまして、その間の推移を統計的に処理して将来人口を推計したものがございます。

これによりますと、本市の総人口はわずかに増え続けて、平成27年に11万8千人となる見込みであります。平成22年度は総数で11万3千886人でしたので、若干の増加がされております。

その中で0歳～14歳の人口は減少しておりますが、65歳以上の人口が増加する傾向が出ております。今後も少子高齢化が進展する見込みとする推計が出ております。

その後、平成37年まで微増を続けまして、11万9千人をピークとしまして、その後は人口が減るという予測が出ております。全国的な人口減少と都市間の競争がある中で、人口減少が若干早まるのではないかとの報告が出ております。

【大村委員長】 有難うございました。そのような事務局のお答えです。東京の郊外部ではまだ微増傾向にありますが、0～14歳人口が減っていくということと65歳以上人口が増えていくだろうということです。

先程の説明にあった4ページまでのところで、何かご不明な点があれば。

よろしゅうございますか。では、続けていって、全体としてみて振り返ってみても結構ですので、続けてご説明をお願いいたします。

【西川都市計画課長補佐】 事務局の方から補足させていただきますが、第2回目の策定委員会の資料2といたしまして「現況の整理の概要」という中にも、今私がお説明した内容が書かれておりますので、ご参照いただければと思います。

それでは、引き続きまして、5ページから「基本目標1 環境共生のまちづくり」の「基本方針1」について、説明させていただきます。

それでは、「基本方針1 次世代に誇れる景観づくり」です。ここでは、市民の意見である景観形成を踏まえ、市民協働による景観まちづくりのあり方を位置づけます。手法とし

て、地区計画によるまちづくりが市内でも行われており、まちづくり条例の活用も見据えながら、市民が共有できるまちづくりのルールづくりの展開を図ります。小金井の風土に合った風景の形成、小金井にふさわしい市街地景観の質の向上について、現行計画の記述を資料のとおりいたしました。

施策の展開については、資料5の12ページとあわせてご覧ください。

「景観マスタープラン及び景観条例づくり」を景観計画に基づき、地域の特性に応じて、景観に配慮した市街地形成のルールづくりといたしました。現在、市は都の景観条例による景観まちづくりを進めており、今後も地区計画等による市街地景観等に配慮したまちづくりルールを定めるためです。

また、「小金井らしいみどりの育成と管理マニュアルづくり」を「小金井らしいみどりの育成と管理支援の体制づくり」といたしました。これは、第4次長期総合計画で市民との協働による公園・緑地づくりの展開を掲げており、今後は行政の支援をはじめ、市民協働のあり方などの体制づくりを進めるためです。

「みどりの拠点」、「みどりの軸」、「みどりの環」づくりは、資料5の9ページ、道路沿道の街路樹の整備状況からも確認できますが、引き続き道路整備にあわせてみどりの拠点と位置づけている小金井公園、野川公園、武蔵野公園を結ぶ緑のネットワーク形成を図るため、現計画を継承いたします。

6ページでは「基本方針2 水とみどりと生き物の創造」についてです。ここでは、今年度策定予定の「緑の基本計画」との整合を図りながら、市民の意見である生態系に配慮しながら、野川周辺の取り組みなどを見据えた方針を掲げ、施策の展開を図ります。みどりの回復、多様な生態系の確保について、現行計画の記述を資料のとおり整理いたしました。施策の展開については、資料5の13ページとあわせてご覧ください。

「農業公園、市民農園、援農、遊農、学農など「農地を残すまちづくり」の展開」を「農業公園、市民農園、援農、遊農、学農など「農地を守り、活かすまちづくり」の展開」といたしました。農地は年々減少していく現状の中で、多くの市民は農業、農地の必要性を感じており、今後は農業振興計画における施策と連携しながら、市民との協働による農地の活用や保全に向けた対応を図るためです。

また、「野川調節池のビオトープ化」を「野川周辺の生態系再生」といたしました。これ

は現行計画で掲げる施策「野川調節池のビオトープ化」は達成済みで、現在は野川の自然再生事業の取り組みを東京都と展開しているためです。

7ページ「基本方針3 環境負荷の少ないまちづくり」。こちらでは、市民の意見である地球温暖化対策を踏まえて、第4次長期総合計画で掲げる「クリーンエネルギーの導入」の取り組みを実現するなど、これまでの考え方を拡充して、低炭素社会の構築の方向性を新たに掲げます。また、市民の意見であるごみ対策に関しては、ごみ処理施設の整備に向けた取り組み状況等を加味し、施策の表現を見直しております。循環型都市の形成、大気汚染の防止について、現行計画の記述を資料のとおり整理し、新しく「低炭素社会の構築」の項目を追加しました。なお、現行計画の「大気汚染の防止」の項目で掲げている「交通需要マネジメント」や「モーダルミックス」について、小金井での公共交通のあり方についてご意見をいただきたいと思っております。

施策の展開については、資料5の13ページとあわせて、ご確認ください。

「環境条例づくり」を「環境基本計画の推進」といたしました。現行計画で掲げる施策「環境条例づくり」は達成済みであり、第4次長期総合計画において環境基本計画に沿った施策の展開とあわせて市民協働による自然環境の保全活動を進めるためです。

また、「中間処理場リサイクルセンターの整備やごみ焼却場の改良」を「ごみ処理施設の整備」といたしました。これは、市民の意見や第4次長期総合計画でも主要な課題の1つとして示しており、安定的な可燃ごみの処理や体制づくりを掲げているためです。

また、「公共建築物整備に際してのコージェネレーションシステム導入の検討」を「クリーンエネルギーの導入などによる地球温暖化対策の推進」といたしました。これは、現行計画に掲げる施策の「コージェネレーションシステムの導入」だけではなく、第4次長期総合計画にも「環境負荷低減や地球温暖化対策としてクリーンエネルギーの導入を図る」としているためです。

8ページでは、「環境共生のまちづくり」を実現するための都市構造」について、小金井のみどりを構成する考え方は、現行計画を踏襲し、現状の取り組み状況を勘案しながら、表現を直しております。具体的には「みどりの軸」において、JR中央本線の高架化が事業完了が近づいていることから、表現を変更しました。

歩行者・自転車道の整備については、東八道路で自転車走行空間を整備していますが、

その他の路線では幅員の制約があることから、自転車利用に配慮した自転車走行空間を確保するなどの取り組みを展開しています。あわせて、体系的な道路網の構築を図るために、市民の意見であるネットワークに対応する表現として変更いたしました。

9ページでは、「環境共生のまちづくりの方針」について、目標年次までに都市計画道路の整備にあわせた沿道の植栽等を達成する見込みの箇所を、小金井街道、東大通り、都市計画道路3・4・8号線の一部としております。

「基本目標1 環境共生のまちづくり」についての説明は以上です。

【大村委員長】 今の説明は資料4の4ページから9ページのところまでですが、これにつきまして、ご意見を頂ければと思いますが、見え消しで『何をなくして、こうしました』というのは分かるのですが、もう少し根拠というか。前回の都市計画マスタープランは基本的に良く出来ていたからということで、大幅に改定する必要はないということは良いと思うのですが。もし、この後の中間報告の時に、市民向けにパブリックコメントをする時に、前回のマスタープランで掲げたものがどの程度達成できているのか、ということが分かるようにしたものがないと、『今回、新たにこういうところを付け加えています』、『ここまで取り組んだが、まだまだ取り組まないといけないので、こういうところをやっていきます』という説明がないと、多分、委員の皆様方もバックグラウンド的なデータがないと理解しづらいのではないかと思います。

それが、恐らく資料5のつもりだと思うのですが、資料5の方もあまりバックグラウンドデータ的な話になっていないものですから、どのあたりの話を委員から出していただければ良いかわかりづらいところもあります。

例えば、市街地内の通過交通を抑制するためのトラフィックマネジメントなどのご意見をいただきたいとの話も事務局からありましたが、これも含めて、今までのところで何かご意見やご指摘事項があれば加えていただきたいと思いますけれども。

【相田委員】 いくつかある内の最初の2つを話させていただきたいと思います。今の委員長の話に関係しますが、環境についてですが、資料5の5～6ページをみると、農地の経年変化ということで減少箇所が赤くなって、増加の緑はほとんどありません。その次の樹林地の方は、やはり変化なしはあるのですが、減少箇所があります。続く図面も同様です。そうすると、資料4の9ページで方針の図がありますけれども、これをどの程度、

どのような形で進めようとしているのかが、現状減りつつある傾向を踏まえて、今回の施策でどこまでもっていこうとしているのか、みえにくいと思います。

緑のネットワーク化で、野川の調節池に遊歩道を設置して、親水空間をつくりながら生態系を再生するネットワークを進めていくことも考えられます。そのようないくつかのプロジェクトが5ページや6ページの現況の中に、どのようなネットワークをつなげていこうとしているのかをみえるようにするべきだと思います。

それから、交通に関しては専門外ですが、交通需要マネジメントが市レベルで出来るかというのは問題があるかと思うのですが、個人的には通過交通と地域内のコミュニティ道路をきれいに峻別する必要があるかと思います。そのための方法としては、ボンエルフ化を行うなど、通過交通を積極的に排除するという姿勢を示すことによって、交通の区分を図っていくような施策の展開がみえにくいように感じます。また、通過交通を排除することは、商業の活性化を図るところでも必要になるかと思います。

【大村委員長】 今の相田委員からのご指摘について、事務局から何かございますか。私も相田委員と同様に、資料5で経年変化の状況などを示していますが、長期的にみると、残念ながら緑や農地が減少しているのので、これを食い止めて、反転させるためにはという点で、方向性としては良いと思いますが、具体的な手立てとしてどのように考えていくかが重要かと思います。

もちろん、基本方針ですから具体的な施策までは落とし込みづらいかもかもしれませんが、やはり前回のマスタープランで掲げた内容が、どこまで達成できたかを細やかに整理しないと絵に描いた餅になってしまうと思います。

交通関係に関しても、ここで出されている自動車の通過交通というのは、多分、乗用車や業務用の車が、どの程度市内で通過しているか、また、発生しているか、それを他のもので抑えていこうというところで、例えば、市内に2つの駅がありますが、駅を中心とした交通体系の中で公共交通の利用や関連する自転車利用などのあり方を考えていくことが必要かと思います。市内最大の業務地区はどの辺りでしょうか。先程から都市計画図を見ていて思ったのですが、大学には職員の数意外に多いのではないかと感じており、学生も多いだろうと思うので、大学を考慮した公共交通の検討も必要かと思います。

以前、神奈川県西部において、広域的なまちづくりとして自転車の使い回しが出来ない

か検討したことがありました。残念ながら実現までいきませんでした。都内で就業する人たちが働きに出かける際は駅前で自転車を止めて、逆に大学生が駅から大学に向かうために、その自転車を使用するという形が可能であれば、自転車の駐輪スペースの節約ができ、限られた自転車台数を有効に利用できるメリットがあります。このような考え方が考えられないかどうか、また、先程の話にもありましたがトラフィックカーミングと呼ばれるもので、交通を抑制化するという考え方です。中で、ボンエルフ的なやり方や、シェアド・スペースというアイデアもごございますけれども、そのような可能性を考慮してほしいと思います。

小金井市の場合は、用途地域ではほとんどが住居専用地域であり、居住地が多いわけですから、メリハリをつけた通過交通の排除型のゾーニングができるかどうか、1つの大きな要素かと感じます。

できれば、今回は中間報告で間に合っていないとは思いますが、データで示していけないと、机上の話になってしまう恐れがあります。資料で掲げられている内容は、全て重要で良いことだと思のですが、やはり実現可能性を考える必要はあります。また、小金井市がもっている資源を活かす都市計画マスタープランであった方がよいとは思っています。

どうぞ、他にあれば。

【岡田委員】 資料4については、重要な内容が多く書かれているものだと思いますが、基本目標、基本方針と読んでいくうちに、同じようなことが何度も書かれている印象を持ちました。これが上手く類型化されていないように思えます。現行計画の都市計画マスタープランを踏襲しているから、このようになっているのかと思いますが、もう少し整理していただかないと、読んでいて面白くないと思いました。

良いことがいっぱいあるとは申しましたが、基本的にはユニバーサルデザインですとか、弱者に優しいですとか、当たり前のことが書いてあるように思えます。また、武蔵小金井駅や東小金井駅を拠点とする現状認識は示されていますが、都市空間としてどのように小金井らしく形成していくか、条例あるいは指導要綱などの方法論とあわせて、政策誘導的な見地からの記述が感じられませんでした。

5W1Hという言葉でいうと、「What」や「Who」は表されていると思いますが、「How」と「When」が著しく少ないので、都市空間に対する考え方と施策としての

考え方について、「How」や「When」を考慮して、大幅につくりなおすことも必要かもしれないと思いました。

まちづくりの仕掛けをどうしていくか、という実現化に向けた考え方は現行計画では示されていましたが、今回の資料では見受けられませんでした。まちづくりというのは、集まって1つの案ができるというものではないので、継続的に皆さんが考えていかななくてはいけないのかと捉えているので、その辺りを担保する仕掛けについても、触れていただきたいと思います。

【大村委員長】 他にはございますでしょうか。

【鴨下委員】 資料4の5ページに、駅周辺などの拠点地区でケヤキの他にも、ヤマザクラという記述があります。ケヤキは「市の木」であるかと思いますが、私が関係しています東小金井の東大通りで道路の拡幅計画があり、「サクラを是非植えたい」と働きかけていますが、サクラについての反対意見が非常に多く出て、手入れの問題や毛虫などの害、掃除の問題などの否定的な意見が多く出され、「サクラを本当にやりたいのか」という質問が多く出されました。

この資料では小金井市としてはサクラを増やしてシンボルにしたいと示され、きれいなことが書かれていますが、ケヤキと同じようにサクラを増やして「小金井らしさ」を出したいのか、お伺いしたいのですが。

【大村委員長】 これについて、事務局から何かございますでしょうか。

【西川都市計画課長補佐】 「都市の拠点や軸における小金井らしいまちづくりの創造」のところで、今のヤマザクラのことが書かれていますが、今、お話しされた東小金井の都市計画道路3・4・11号線ですが、道路幅員18mのうち、標準部での歩道幅員は3.5mとして計画している道路でございまして、こちらの歩道を若干広げることも含めて検討を進めているところかと思いますが、「サクラの樹が街路樹に向かないのではないか」ということで、この場所については、お話しを進めさせていただいているところでございます。

サクラの樹を、例えば中央分離帯に植樹すると、視距の関係で、枝に視界が遮られるなど、運転手から人が見えづらかったり、信号が見えづらかったりすることがないようにする必要があります。このようなことも街路樹として検討する必要があります。また、サク

ラは大きく育つと、根が張り出すため、根が歩道（舗装）を持ち上げてしまうこともあります。また、委員からもご意見がございましたように、害虫というものが非常にやっかいなものであり、公共施設での発生は行政が駆除する必要がありますが、利用者に配慮して夜間など一部の時間帯に制限されるなど、対応に制約が生じてしまうこともありまして、街路樹に向かないというお話しでございました。

しかし、資料4で書かれている内容は、都市の拠点や軸となる部分については、地域の事情には配慮するものの、ケヤキやサクラの植樹を可能な範囲で進めていく方針も必要ではないかと考え、実際に植樹可能な場所があればサクラを配置していくことも出来るのではないかと考えております。

【鴨下委員】 それでは場所を変えまして、東小金井駅北口で区画整理により公園を整備しているところかと思いますが、このようなところではサクラは大丈夫なのでしょうか。というのも、小金井公園はサクラが有名であることは皆さんご存じですが、駅から降りて、アプローチが何もないので、「小金井は本当にサクラの名所なのか」と思われる懸念があるため、動線を考慮してサクラを植えて、メインは小金井公園で良いとは思いますが、そちらに仕向けていくような考えがあった方が良いでしょう。「さすがは小金井市だよね」「昔は電車が止まるだけのところだよね」という観光に結び付けるようなまちづくりもあって良いのではないかと思います。

【高橋委員】 私は区画整理課長もやっておりますので、それに関連するまちづくり協議会においての話をしたいと思います。

委員からのご質問がございましたけれども、東小金井駅北口地区は事業計画の変更を行い、駅前の交通広場のところに街区公園を計画しております。あわせて、現在は「まちづくり協議会」での議論を重ね、最終のとりまとめに向けて検討を進めているところでございます。

やはり、ケヤキのシンボルということについては、公園にシンボルツリーとして植樹したいという話もありましたが、サクラに関しては樹種の関係もございまして、どこまで現実的であるかが不明なところもあります。駅から小金井公園までのネットワークの形成に関する議論もございまして、ケヤキやサクラについてのご意見を承っているところでございます。

これについては、市の方でも実施設計に入るところですが、これらを踏まえながら取り組んでいきたいと考えています。

【大村委員長】 有難うございました。

【栗原委員】 前回の会議の際に申し上げたかと思うのですが、武蔵小金井駅南口のロータリーの中にサクラを植えたらどうか、と提案させていただいたのですが、実は皆さんお気づきかと思えますけれども、ここ10年くらいは小金井にはほとんどツバメがいなくなってきました。何が理由かという、害虫が少ないことが考えられます。先程、「害虫」というお話が出ましたけれども、実際にその辺りをみても、害虫はいません。それほど、自然環境は破壊されている状況で、ツバメが生息しなくなった小金井となっています。

ですから、そのようなことも含めて、本数は少なくとも結構かと思えますので、駅の発車メロディーも「さくらさくら」なので、その辺りを是非ご検討いただければと思います。

【大村委員長】 よろしいでしょうか。本日の皆さんのご意見については、恐らく地域に即してのご意見かと思えます。都市計画マスタープランは、全市的な基本方針を示すものと、地域ごとの地域別方針を掲げる構造となっております、いただきましたご意見は、地域別構想としてのご発言かと思われます。

ただし、相田委員や岡田委員からご指摘がありましたように、基本方針のところ「施策の展開」という部分は、もう少し例示的な話ですとか、具体的な内容などを記載するなど、地域別構想につながっていくような記述がないと、抽象的すぎるかもしれません。

一方で、資料4の5ページに記載されているように、「小金井にふさわしい市街地景観の向上」というところで、自動販売機の設置場所を制限する地区の指定を掲げており、具体的にどの辺りを考えているのか、また、街並みの形成についても全市的な考え方を示していますが、本当に全市にわたって可能かどうかを考えた場合は、難しいのではないかと思います。恐らく景観計画の中でも議論されているのだろうとは思いますが。イメージされているのは、先ずは大きな駅前空間の整備を中心的に取り組みましょう、また、街路整備をあわせて取り組むところでは、例えば大きな幹線道路沿道では、ローサイドショップなどが立地するような場所では広告物を規制することを是非とするか、などが考えられますが、小金井にふさわしい市街地景観の向上を図る重点地区は、概ねどのようなところなのかを示した方が、中間報告でも市民は「こういうところをもっとやってほしい」などの意見を

出しやすいのではないかと考えられます。資料4で書かれている内容も大事なのですが、「具体的にどの辺りを考えていけば良いのか」があれば次につながるのではないかと思います。

【西川都市計画課長補佐】 先生の仰られたところですが、現在、市では4か所の地区計画を定めていますが、この先、地区計画を定める地区が増えるに従って、他の地区でもこのようなことが可能であれば進めていければと考えています。

【相田委員】 地区計画の話が出たのでお伺いしたいのですが、何故、この4地区が地区計画を定めたのかは分かりますが、都市計画マスタープランをつくる背景としての地区計画であったのか、また、今後10年の中で、地区計画を定めるべきエリアとして武蔵小金井駅北口や東小金井駅南口が位置づけられていないことが疑問視されることもあります。

そのため、現在、決定されている地区だけでは釈然としない部分が出てしまうように感じます。

【大村委員長】 こちらの4地区については、既に決定している地区であるため、戦略的にこれから都市計画マスタープランを展開するためには、どういうところを重点的に考えるべきかということを示すべきかという話が相田委員の意見であると思います。

あるいは、全体的には戸建て住宅地である中で、場所によっては大きな土地利用転換によりマンション開発が進むことも想定し、開発者と協議しながら景観づくりや市の基本方針に合致した開発プロジェクトに誘導していくなどの協議の仕組みをつくっていく考え方があれば、都市計画マスタープランがアクティブに働きかける要素となりうると思います。

その点を是非考えていただければと思います。

時間の関係がございましたので、9ページまで参りましたので、次の「基本目標2 安全・安心なまちづくり」の部分について、事務局から説明をお願いします。

【西川都市計画課長補佐】 「基本目標2 安全・安心なまちづくり」の基本方針について、説明させていただきます。まず、「基本方針4 災害に強いまちづくり（まさかの時の安全）」についてです。

ここでは、都市計画道路等の整備とあわせて、地区計画やまちづくり条例、その他の法制度の活用を見据えながら、市民の意見にある「住宅地の防災対策」の展開を図ります。あわせて、生け垣化や備蓄倉庫の整備については、これまでの取り組み状況を踏まえた表

現に見直します。

「燃えないまちづくり」について、現行計画の表現を資料のとおり整理しました。「施策の展開」については、資料5の24ページとあわせてご覧ください。

「インターネット等を活用した災害時のための情報ネットワークの整備」を「インターネット等を活用した情報ネットワークの活用」としました。これは、消防署等との災害協定を締結し、災害時における連携が整っているため、情報ネットワークの活用を展開するためです。また、「JR中央本線高架下利用による備蓄倉庫など防災施設の整備」を「各地域の避難場所等における防災設備の拡充」としました。これは、現在JR側と高架下利用について協議を進めている段階であり、高架下に限らず全市的な取り組みとしての表現とすること、また、防災倉庫については避難場所への確保が完了している状況にあり、今後は設備面での充実を図るためです。

続きまして、11ページ「基本方針5 安心して暮らせるまちづくり（日常生活の安心）」についてです。市民の意見である「歩行者ネットワーク」をはじめとした交通環境のあり方を改善するため、バリアフリーのまちづくり基本構想に基づく考えを掲げています。また、「防犯対策」や「子育て支援」などの意見が、市民や策定委員会からも出されておりますので新たに位置づけ、施策の展開を記載しました。あわせて、計画的な道路などの施設の維持管理に係る考え方を掲げます。「子どもや高齢者が安心して過ごせるまちづくり」、「ノーマライゼーションに配慮したまちづくり」、「バスが活躍するまちづくり」、「人と自転車にやさしいまちづくり」については、現行計画を資料のとおり整理し、新たに「計画的な都市施設のマネジメント」の項目を追加いたしました。施策の展開については、資料5の25ページとあわせてご確認ください。

「幹線道路の歩行者空間や歩行者・自転車道の整備」を「幹線道路の歩行者道・自転車走行空間の整備」といたしました。これは、自転車道の整備には幅員の制限があることから道路空間の使い方についての検討を進め、ソフト的な対応を図るためです。また、「コミュニティバスの導入」を「コミュニティバスの運行ルートの検証」といたしました。これは、現在5系統の運行をしていますが、今後は路線バスの運行に配慮しながら市民の利便性がより高まるように、運行ルートを検証するためです。最後に「街路灯の設置や照度アップ、公園などの死角排除など、犯罪を未然に防ぐ施設の適切な維持・管理」を追加いた

しました。これは、現行計画では防犯に関する考え方を示していないため、新たに追加したものです。市ではまちづくり交付金を活用して、駅周辺の地区において市民参加による街歩きにより、地区の防犯の観点から危険・暗い個所を点検して、街路灯の照度アップ実施をいたしました。このような取り組みを通して、防犯まちづくりの展開を図るものです。

続いて13ページは「基本方針6 ふれあいのあるまちづくり」についてです。市民の意見である「地域コミュニティ」の「活動の場づくり」を展開している中で、概ね現行計画に沿ったまちづくりの展開を図ります。なお、「住まい」のあり方については、市の住宅施策を担う「住宅マスタープラン」が平成23年度に策定予定であり、その検討状況と今後整合を図ります。「地域のなかで日常生活を済ませることができるまちづくり」、「多様な住空間づくり」、「地域のコミュニティ活動や交流を支援するまちづくり」について、現行計画の記述を資料のとおり整理いたしました。施策の展開については資料5の25ページとあわせてご確認ください。「JR中央本線高架下利用による市民のふれあいの場などコミュニティスペースの整備」を「市民のふれあいの場などコミュニティスペースの整備」といたしました。これは、現在、JR側と高架下利用について協議を進めている段階であり、高架下に限らず全市的な取り組みとして表現するためです。

14ページの「安全・安心なまちづくり」を実現するための都市構造」について説明させていただきます。都市計画道路等の整備とあわせて、地区計画やまちづくり条例、その他の法制度の活用を見据えながら、市民の意見にある「住宅地の防災対策」の展開を図ります。あわせて、生け垣化や備蓄倉庫の整備については、これまでの取り組み状況を踏まえた表現に見直します。

15ページをご覧ください。「防災まちづくりの考え方」については、農地の多様な活用として、災害時でのオープンスペースとしての利用を可能とするため、関係者との協議を進めているため、「緊急時のオープンスペースとしての農地の活用」を追加しました。「第2段階<火災が発生した場合でも>消防活動がしやすいまちづくり」ですが、消防車両等の緊急車両の通行も想定し、表現を一部変更します。「第3段階<最終的にめざすべき防災市街地>燃えないまちづくり」についてですが、延焼や類焼の要因ともなる宅地の建て詰まりを未然に防ぐため、第4次長期総合計画に掲げる宅地の細分化防止を位置づけております。

続きまして「日常生活の安心」については、防災まちづくりの考え方を示し、安心でき

るまちづくりの形成を図るために、道路・公園などの暗い場所や死角等が極力少なくなるように適切な管理運営をしていく旨の記述を追加しました。

16ページをご覧ください。「主要生活道路の整備の考え方」については、幅員6m以上の主要生活道路について、地域の実情にあわせて適切に整備していくこととしています。あわせて、狹隘道路の拡幅を進めていくために、地区計画等のまちづくり手法による狹隘道路の解消を目指し、安全で安心な市街地の形成を図る方針を位置づけました。

17ページの「安心・安全なまちづくりの方針」をご覧ください。延焼遮断帯として、目標年次までに整備が完了する都市計画道路は、小金井街道、緑中央通り、東大通り、区画整理区域内の都市計画道路3・4・8号線及び連雀通りの予定です。

「基本目標2 安全・安心なまちづくり」についての説明は以上です。

【大村委員長】 有難うございました。「安心・安全なまちづくり」ということで、10ページから17ページまでご説明がありましたが、何かご意見、ご質問がございましたらお受けしたいと思います。

【安達委員】 この部分だけではないのですが、計画の基本目標や基本方針の書き方に入れられないかと考えているものがございまして、質問があります。先ず、自動販売機の設置についてですが、例えばどのようなところか具体例を基本方針の中に入れられないでしょうか。また、取り組みを掲げていますが、期限を括弧づけて「(何時まで)」ということ是不可能なのでしょうか。

見ているイメージしづらいのは、期限や具体例がないためかと思いましたが、ご質問しました。

【大村委員長】 私の方からよろしいでしょうか。基本的に都市計画マスタープランの構造としては、基本方針を受けた上で、その後、具体的な施策プログラムという形で、何時までとしていくものかと思いますが、残念ながら、現行計画でもそれが上手く書かれておらず、実際に目標年次に向けて「何を、何時までに、どこまで」やっていくかの明確になっていないので、皆さんも「ちょっと…」と感じられているところがあるのではないかと思います。

1つの考え方としては、地域別構想の施策で具体的に書かれていくというやり方もありますが、全体構想としては最後の部分にでも、平成32年度の目標年次までにどれだけの

ことをやっていこうとするか、あるいは、それを前期と後期に分けて示していく方が、普通とまでは言いませんが、分かりやすいかと思います。

実際にはいくつかの方針を受けた形で、都市計画の具体的な決定に落とし込む話になるだろうと思いますが、先程の岡田委員の話も同じ意見かと思います。

【安達委員】 資料の中に、具体的に落とし込まれていないので、どうかなと感じます。

【大村委員長】 私なりの整理をさせていただきますと、「ここまでは市として出来ていきますけれども、これについては今後進めていきます」という部分に関して、現況のところの方針が達成できているかがないものですから、分かりにくいのかと思います。

3月の中間報告までには間に合わないと思いますが、都市計画マスタープランでは、その辺りを議論できるような資料づくりをされた方が良いかと思います。

【相田委員】 本日、何点かお話ししたい内の3点目なのですが、今の安達委員の内容と関連するものですので、発言させていただきます。

資料5の17ページに市街地の災害リスクというものがありますが、ここに高齢化率が高く、住宅が密集している地域や、火災危険地域というものが重なっている地域があります。これと、本日の資料4の17ページにある「安全・安心なまちづくりの方針」の図に示されている青い線が避難路として整理されていますが、この2つが上手くつながっていません。委員長が仰っていたように、高齢者の多い地域で住宅が密集しており、火災の危険がある地域があるにも関わらず、一般的な施策で記述をしてしまうと、矛盾が生じてしまうため、「ここは優先的に整備する地域」などを整理すれば、施策のプライオリティがみやすくなるのではないかと思います。

また、施策全体が地域にどのように優先されていくかがみえることで、地域別構想での展開につながりやすいのではないかと考えます。

【岡田委員】 資料4の15ページ「日常生活の安心」で「犯罪を未然に防ぐために、公園をはじめとした都市施設の維持管理を目指し、安心して暮らせるまちづくりを進めます」とありますが、犯罪を未然に防ぐために都市施設の維持管理を目指す、こうなるのか、意味が分からない表現となっています。言葉の雰囲気だけで書かれているように思うのですが、無くても良い表現なのではないかと思います。細かい部分にも配慮しようという気持ちはみえるのですが、まちを大きく捉えてどうするかが感じられないので、残念だ

と思います。いわゆる「都市計画マスタープラン」らしい都市計画マスタープランをつくっていただけたら良いと思います。

【大村委員長】 公園については、場所によって視認性があったり、見通しが悪い場所で犯罪が起こる可能性があるため、公園などの施設を犯罪の場にしないように変えていくことが、大きなテーマとなってくることは確かかと思います。

ただし、これだけを読んだだけでは、なかなか理解しにくいということは確かかと思います。現実問題、小金井市では資料5の犯罪マップでいえば、安全度の高いエリアであることは分かりますが、必ずしも0ではないことから、不安があるところだと思っています。

【西川都市計画課長補佐】 「公園をはじめとした都市施設の維持管理を目指し、安心して暮らせるまちづくりを進めます」という表現ですが、本日改めて、お配りしてあります資料の15ページでは「公園をはじめとした都市施設の適切な維持・管理により」という表現に変更させていただいております。一部、差替えがありますので、申し訳ございませんが、確認をお願いします。

小金井市では児童遊園等がございますが、公園の囲みを生け垣等に変更しているところがございます。生け垣がある程度の高さになると死角ができますが、適切な維持管理という中で、高さを抑えるようにして見通しを確保することで、犯罪の低減につながるような維持管理を行っています。そのため、このような記述をさせていただいています。

【大村委員長】 他には、いかがでしょうか。

宅地の細分化防止ということで、資料4の15ページのところで記載がありますが、具体的にはどのようなことを目指されているのか、例えば、地区計画をかける際に最低敷地規模の制限を考えていらっしゃるのか、あるいは用途地域の中で制限をかけるのか、その辺りのご説明をお願いします。

【西川都市計画課長補佐】 「宅地の細分化」についてですが、低層住居専用地域における戸建ての画地についてとなるかと思いますが、地区計画の中で最小敷地面積を定めたり、まちづくり条例によって戸建て住宅を建てる場合の最低敷地面積を制限して、造成を行っていただくことがございます。

地域地区では、前原町において多磨霊園南西側の府中市境で、建ぺい率と容積率の表記とあわせて、二重丸の表記がございますが、この場所が小金井市で唯一、最低敷地面積を

定めている地区で100㎡を定めています。その他の地域で定めている場所はございませんので、地区計画などによる手法を使いまして、敷地面積の最低基準を定めているところでございます。

【大村委員長】 ここはどのような経緯で、最低敷地面積の制限を導入されたのですか。

【西川都市計画課長補佐】 ここについては、大きな土地開発がございまして、用途地域の変更を行う際には土地の整形もできておりまして、最低敷地規模の制限を行いました。

【大村委員長】 もう、出来あがったところですか。

【西川都市計画課長補佐】 実際には、用途地域を変更する際に宅地が出来あがっておりますので、その宅地の状況を保全するために最低敷地面積の制限を定めたものでございます。

【大村委員長】 はい、分かりました。法令上の用途地域ですと最低敷地規模の制限については200㎡が上限となっているのですが、逆に敷地規模がゆったりしている場所で100㎡とすると、「100㎡まで割って良い」ということになります。地区計画では大きな面積を定めることもできます。

最低敷地面積を定める利点として、建て詰まりによる抑制による防災まちづくりや、良好な住環境を確保することがあげられますので、これをどのような場所に適用していくかを掲げることができれば良いかと思えます。

【雨宮委員】 行政にお伺いしたいのですが、身体障がい者や高齢者、女性などに対しては、どの程度考えていただいているのでしょうか。

2年前にアンケートを実施した結果では、「避難所まで行けない、一人での移動は困難」、「災害時に避難所までの移動に不安がある」などの意見がありました。

現実に動けない方もいるので、このような点も考慮していただきたいと思えます。

【大村委員長】 「安全・安心なまちづくり」の中で、健常者の方については資料の記載通りの対応が良いかと思えますが、足腰の弱っている方やハンディキャップをもたれている方への対応については、やはり考えないといけないことだと思います。

【西川都市計画課長補佐】 現在、市の方では「バリアフリーのまちづくり基本構想」を策定しておりまして、この中で定める公共に関する部分については、ある程度完了しているということで、今後はさらに広めていく必要はあります。先日の話で恐縮ではありま

すが、雨宮委員が講師をされた庁内の研修会で、歩車道の摺りつけ部で2cmの段差がありますが、目の不自由な方は杖を使う際に段差を感知しながら歩行されるので必要、車いす利用者の場合は段差がない方がよいとの話がございました。市でもこのようなことを参考にして、バリアフリー化の取り組みを進めているところでございます。

【相田委員】 本日話したい4点目ですが、今の話に関連するため、意見を述べさせていただきます。

今の高齢者や障がい者への対応については、大枠としてのまちのつくりと個別の都市施設のあり方とは分けて考える方がよいかと思います。

前者の都市構造としての考え方については、武蔵小金井駅や東小金井駅の駅周辺に高層マンションを建てて、若年層と高齢者、障がい者を住みかえられるようにすべきだと思います。高齢者の独り暮らしにとっては、必ずしも郊外の一戸建ては必要なく、かえって危険なので、住み替える受け皿として駅周辺などの交通利便性が極めて高いところに用意することが必要だと思いますので、まちづくりの色付けの変更をご検討していただきたいと思います。

さらに言えば、まちづくりの受け皿をつくる際に、容積率を上げて、その代わり公開空地をしっかりとつくってもらうなどの良質な居住環境づくりを進め、高齢者や障がい者だけではなく、利便性を活かした若年層の定住を促進することにも対応すべきかと思います。

今後、定住人口が減少していくかもしれず、今からその準備を進めていく必要があるのではないかという考え方から、都市構造として都市計画マスタープランで考えていくことはできないだろうかと感じています。

また、東小金井駅前の歯科大グラウンドをどうするのかは、土地利用に関係してくると思います。固定資産税を徴収しているかは分かりませんが、徴収していなければ、大学側に負担がないため、そのまま放っておかれてしまうと思います。まちづくりとしては大きな規模なので、住宅地として整備するのか、都市施設を入れるかによって、東小金井駅周辺はガラッと雰囲気が変わるかと思います。

また、委員長の話にもありました土地の細分化については、利便性の高まった駅前に居住する際に、土地所有者が郊外の敷地を分割しないで、良質な住宅地のまま維持して売却すれば、リバースモーゲージみたいな方法で維持できるのではないかと思います。

このように、個別な対処ではなく都市構造的な観点から、小金井市をどうするかを検討していただければと思います。

【大村委員長】 有難うございます。的確なご意見かと思えます。この辺りの論点は住宅マスタープランでの課題になるかと思えますが、都市計画マスタープランとしての住み替え方策として、地域内での住み替えによる定住人口の確保などは大事な話かと思えます。

中央線沿線は学生が多いものの、住宅をもつには高いから外に出ていく人が圧倒的かと思えますが、そういう形の住み替えモデルについて、ストックマネジメントとあわせて検討が必要かと思えます。

他には何かございますか。

【稲村委員】 ニュージーランドでも大規模な震災が起きましたが、日本も地震国ですので、震災対策は重要かと思えます。資料4の17ページで示される広域避難場所というのは、建物ではなく面積が広いということで大勢の避難場所になりえる場所という意味なのでしょうか。

また、一時避難場所については学校関係が多いのでしょうか。それと関連して、耐震の工事は終わっているのでしょうか。

【西川都市計画課長補佐】 避難場所の定義についてですが、地震等の家屋の倒壊で被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために学校の校舎及び体育館を指定するというので、小金井市では小金井公園や学芸大学、農工大学、武蔵野公園、多磨霊園、野川公園、国際基督大学附属高等学校が「広域避難場所」として指定されており、最終的な避難場所になるかと思えます。こちらについては、「小金井市地域防災計画」を平成21年3月に策定しております。

「一時避難場所」については、委員の仰るように小学校と中学校が避難場所となっています。また、二次避難場所として市内4保育園と1つの施設が指定されています。

避難場所の小学校・中学校における耐震補強工事については、完了しているとのことですので、また、保育園についても完了していると聞いております。

【大村委員長】 よろしいですか。他にはよろしゅうございましょうか。

それでは、「基本目標3 自立（律）と活力にみちたまちづくり」である18ページ以降につきまして、事務局からお願いします。

【西川都市計画課長補佐】 18ページからまちづくりの「基本目標3 自立（律）と活力にみちたまちづくり」について、説明させていただきます。

「基本方針7 小金井らしさを実感できるまちづくり（個性的な都市空間・景観づくり）」では、市民の意見である「地域資源の活用」や「商業地と住宅地のメリハリ」などに配慮するとともに、これまでの取り組み状況を勘案しながら、表現を変更しました。施策の展開では、現行計画に掲げる施策「(仮) 小金井グリーンリンクの創設」を変更しています。

(仮) 小金井グリーンリンクは、市民・事業者及び市が連携して取り組む、みどりや緑化等の様々な取り組みの事です。こちらについては、ほぼ同じ事業であり、第4次長期総合計画で掲げる「環境美化サポーター制度」と表現を変更いたしました。

19ページをご覧ください。「基本方針8 創造的・個性的な産業の育成（誰もが社会参加できるまちづくり）」についてです。市民の意見である「地域の商店街の活性化」などを踏まえ、商店街における利便性を高めるための駐輪場施設のあり方を含めた、自転車の利用環境整備の展開を図ります。また、市民の意見である「高い市民力」や「市民活動を支える場づくり」などを踏まえ、商店街の空き店舗等を活用するソフト施策の拡充を図ります。現行計画の「ショッピングモール」の考え方は、地域に根差した魅力ある商店街づくりと相反する意味合いがあるため、当該記載の変更をいたしました。ページの下にある「施策の展開」をご覧ください。現行計画に掲げる施策「SOHO、NPO など活動拠点の整備」については、ベンチャーポートを立ち上げ、高架下に事務所施設の整備等を進める展開を図ることから、表現を新たに追加しました。続きまして、第4次長期総合計画で商店街振興を図る施策として位置づけた「ポータルサイトの立ち上げ」を新たに追加しました。また、商店街の活性化を図るため、商店街を利用する方が利用しやすい駐輪場運営を進めます。

20ページをご覧ください。「基本方針9 活力を生むコミュニケーションの場づくり（出会いと交流のあるまちづくり）」についてです。ここでは、これまでの取り組み状況を踏まえ、現行計画の考え方を継承しつつ、一部の表現を見直します。

都市構造についても現行計画の考え方を継承しつつ、一部の表現を見直します。

22ページの「自立（律）と活力にみちたまちづくりの方針」をご覧ください。都市活動軸として目標年次までに整備が完成する道路については、小金井街道、緑中央通り、東

大通り、連雀通りの予定です。

「基本目標3 自立（律）と活力にみちたまちづくり」については、以上です。

【大村委員長】 有難うございました。これについて、いかがでございますか。

【鴨下委員】 資料4の19ページに商店街の駐輪場を確保する旨の記載がありますが、駐輪場はもちろんです。例えば駅前の商店街ですと自転車を止めて、駅に向かう人が多い状況ですので、商店街に駐輪場を確保するというよりも、例えばJRが電車に乗る人のための自転車をどうにかしてほしいと思います。出来れば、JRが責任をもって駐輪場をつくるなどの方が意味はあるのではないかと思います。

商店街としては駐車場の方が問題であり、公共の駐車場を確保してほしいと思います。また、支障があるところでは無理だが、道幅が広い場所ではパーキングメーターによる駐車スペースを確保することが望ましいと思います。現状では、コンビニで買い物をするために停車していても罰金をとられるので、落ち着いて買い物もできない状況にあるので、それならばパーキングメーターをつけることも考えた方が良くはないでしょうか。

駐輪場よりは駐車場の方がウェイトは大きいのではないかと思います。

【西川都市計画課長補佐】 高架下の自転車駐車場の関係ですが、現在高架下は大分出来上がってきておりまして、自転車駐車場については、市とJR東日本と東京都の3者で協議を進めています。東小金井駅の高架下に（仮称）市政センターの配置を考えており、ベンチャーポートの育成ということでインキュベーションの活動の場となるSOHO事務所を考えています。また、自転車駐車場についても高架下で考えているところですが、JRとしても駅至近は商業利用を考えており、駅から少し離れた場所での自転車駐車場ができないか協議を進めているところです。

このような状況もあり、駅の近くでの自転車駐車場設置は難しい面もあり、開発等があれば、その中で自転車駐車場等の設置に向けた協議を進めていきたいと思います。また、パーキングメーターにつきましては、ある程度の幅員がないとパーキングメーターの設置は難しいため、小金井市域の中でパーキングメーターをつけられる道路はなかなかない状況です。実際に設置する際には公安委員会との協議になるのですが、設置は難しい状況と伺っています。

【相田委員】 「活力あるまちづくり」というのは都市計画マスタープランでは扱いに

くいことかと思いますが、小金井の課題である人口、高齢化とあわせて2大テーマになりうるとしております。都市計画としてどのように解決するかは、なかなか答えがみえないところですが、1つの提案として、先程の「駅周辺の容積を緩和して、緑化や公開空地を確保する」という考え方とあわせて、駅周辺の人口密度を高めていく必要があるのではないかと考えます。これにより、駅周辺の商店街の活性化を図っていくことが必要なのではないかと思えます。

なお、目標に掲げている「自立(律)」が、今回の計画にどのように関わっているのかが、全くみえないと思えます。

【大村委員長】 有難うございます。重要な論点かと思えます。「自立(律)」という考え方が見えにくいということですが、1つに地域別構想でコミュニティ計画をどのように考えていくかは分かりませんが、市内のコミュニティ単位として、どの程度のコミュニティがあるか、小学校区を単位とした考え方がありますが、少子化が進むと小学校区を1つとした考え方は、本当に可能なかどうか再考の余地はあるかと思えます。地区拠点や副次拠点などの構成が、実質的な生活空間単位になるかをご検討いただいた方が良いかと思えます。

【相田委員】 経済構造としてなのか、社会構造としてなのかがみえない。

【大村委員長】 そうですね。これだけ住宅の多い都市なので、小学校を単位としてコミュニティを考えていくという伝統的な都市計画の考え方だったと思うのですが、それが本当にこのままつながっていけるのかどうかを、是非考えていただければと思います。

21ページの「新たなまちおこし拠点」について、駅周辺の「農業公園」という記述がありますが、これは何か位置づけがあるのでしょうか。

【石原環境政策課長】 環境政策課です。駅の近くに都市公園として、現在、生産緑地になっている農地がございますので、相続等の際に市が買収できるような状況があれば、農地の環境を活かした農業公園として、具体的な整備を進めていきたいと考えているところでございます。

【大村委員長】 他にはよろしゅうございますか。それでは、23ページ以降のご説明をお願いします。

【西川都市計画課長補佐】 23ページの「土地利用」について、説明させていただき

ます。土地利用の考え方は、基本的には現行計画をそのまま継承しますが、新庁舎の建設に伴う具体的な建設計画が定められる際に、整合を図るように調整します。

26ページの「交通と道路整備」について、説明させていただきます。市民の意見である「歩行者ネットワーク」に配慮しながら、利便性を高める公共交通の展開を図ります。主な変更箇所については、「総合交通体系の構築」として現行計画では「トラフィックゾーンシステムやコミュニティゾーンなどの交通管理システム及び公共交通機関の利用促進など、自然環境との共生にも配慮した総合交通体系の構築を進めます」ですが、この考えはある一定の区域内で自動車の交通を規制したり、歩行者の通行を優先することを狙いとするものです。この事項については、横文字で分かりにくいという声があり、また、交通の規制内容が相当厳しいことから、次ページで「安全で快適な人にやさしい交通環境の整備」の中の施策で実行していくこととしています。また、公共交通機関の充実という観点で「コミュニティバスの充実を図るために、路線バスの運行に配慮しながら、CoCoバスの運行ルートを検証を進めます」という記述をしています。

27ページの「安全で快適な人にやさしい交通環境の整備」では、公共交通機関の充実や、市民の意見が多い自転車利用に配慮して、歩行者に配慮しながら利用環境を整備するための取り組みを掲げる表現に変更しております。

29ページの「道路網の方針」をご覧ください。目標年次までに達成できる道路網の整備予定箇所は、小金井街道、緑中央通り、東大通り、都市計画道路3・4・8号線、区画整理内の都市計画道路及び連雀通りの一部となっております。

30ページの「総合的なまちづくりの方針」をご覧ください。こちらは、これまでに説明いたしましたそれぞれの項目を総合的に示した図となっております。

説明の方は、以上で終わります。

【大村委員長】 土地利用計画については、現行計画とほぼ同じだというご説明だったかと思いますが、土地利用というのは長期的に捉えるものですので、やはり、現行計画で内容がどこまで達成できているかを示した方が良いかと思います。

トラフィックゾーンシステムやコミュニティゾーンなどの言葉については、ピンとこないかと思いますが、分かりやすい言葉で、どのようなことをやろうとしているか、現実的にどのようなエリアで取り組むのかが示された方が良いように思えます。

欧米のように道路網の体系が、幹線道路、集散街路、生活道路という段階構成がしっかりして、ゾーン内での通過交通の発生を抑えられる構造になっているのでしたら別ですが、どういうところを考慮すべきかを示さないと、「トラフィックゾーンシステムの導入」という話が唐突に出てきても分からないのではないかと思います。

コミュニティバスのエネルギー源はガソリンですか。

【西川都市計画課長補佐】 天然ガスです。

【大村委員長】 もう少し進むと、目標年次までの10年間で、EV（電気自動車）の実用化が進んでいますし、高齢者にも対応した自動走行の研究などの取り組みも進んでおり、大学が市内に多い訳ですから、交通分野のIT化や技術革新が激しいと思いますので、この辺りの情報を盛り込んだうえで、目標年次までに達成可能なことを出していただければと思います。

本日、出していた素案については、資料4の見え消しの状態でパブリックコメントに出されるのですか。

【西川都市計画課長補佐】 今年度検討してきた経緯とあわせて中間報告とし、市民の皆さんからご意見をいただきたいと考えています。

【大村委員長】 そうですか。今日、ご説明いただいた中で、補足的な説明もありましたが、口頭で説明された要素もないと、資料4だけを出されても分かりにくいと思いますし、背景的な部分もあった方が良くと思います。出来れば、具体的なデータのものを出していただく方が良くと思います。

資料4で赤囲みの記載がされている部分で、「市民の意見」とありますが、参加者の数がすごく限られているため、市民意見が代表すると捉えるのは、やや乱暴かと思いますが、むしろ、今日ここにお集まりの方々の方が市民の数としては多い訳ですから、策定委員会の意見も尊重していただいた方が良くと思います。「市民の意見を参考としながら、行政の考えをとりまとめました」とした方が、個人的には良いように思えます。

【西川都市計画課長補佐】 パブリックコメントに準じて、2週間行わせていただきますが、本日の資料4についてのご意見を踏まえ、部分的にご意見の追加等をさせていただきます修正いたします。委員の皆さんへ変更内容を送付させていただきますと、それと同時に公表したいと考えております。

それから、資料として現行計画の都市計画マスタープランもあわせて掲載するよう、考えております。また、本日の資料5や以前の資料につきましても、載せられるものは載せていきたいと考えております。

【大村委員長】 パブリックコメントは、インターネットで公開することを主として考えていますか。

【西川都市計画課長補佐】 中間報告は、インターネットでは市のホームページで掲載しますが、市内の施設にも印刷したものを設置して閲覧できるように調整を進めているところ です。

【大村委員長】 くどいようですが、私としては背景的な説明やデータを盛り込んだ形で書かれた方が、抽象的な表現だけですと、皆さんが読まれても分かりづらく、意見を出しにくいのではないかと思います。

個別的な部分についての意見も大事ですが、市の基本的な考え方についての意見をいただくことが、パブリックコメント、特に中間報告に対して意見を求めるやり方だと思いますので、その辺は配慮されて、儀式としてではなく、実質的なパブリックコメントとなるように考えていただければと思います。

【安達委員】 本日の資料では、資料4と資料5が分かれていましたが、それぞれのテーマごとに整理された方が良いかと思います。また、達成度などについても提示してもらった方が分かりやすいと思います。

【大村委員長】 限られた時間だとは思いますが、本日の皆さんの意見を参考にさせていただいて、意見をもらえるようなパブリックコメントにしていいただければと思います。

【岡田委員】 後1週間ほどで、これを手直しすることは至難の業かと思えます。細かい部分は書かれていますが、市として大枠の考え方が書かれていないように思えますので、パブリックコメントにあたっては、要約したものを用意して、より市民が意見を出しやすい環境にもっていくことを考えられないか、事務局にお願いしたいと思えます。

それと、まちの仕組みをつくっていく仕掛けがないと申しましたが、本日の議論の中で、その辺りの話が弾みませんでしたので、弾ませることも考慮していただければと思います。

【大村委員長】 有難うございます。重要なご指摘かと思えます。次回では具体的な施策をイメージできるものをお願い出来ればと思います。

他に、全体的なことで、皆様から何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。
それでは、本日の議題は以上になります。

【西川都市計画課長補佐】 次回の日程ですが、中間報告を3月上旬に行いますので、
3月30日に前原暫定会議室の方で行いたいと思います。時間の方も本日と同じで、午後
2時からの予定でございます。よろしくお願いたします。

【大村委員長】 今回は3月30日ですので、皆様、よろしくお願いたします。それ
では、これで終わらせていただきたいと思います。どうも、有難うございました。